

輸出貿易管理令別表第1及び第2記載の材料・物質リスト(元素、繊維等を含む)

2008年5月現在

材 料 ・ 物 質 名	CAS No.	別表	項番	掲載政令	掲載省令等	備 考
ア アクチノライト(石綿)	77536-66-4	2	35-3	政令2-35-3	【35の3 1-(29)】	ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質
ア アクチノライト(石綿)	77536-66-4	2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(3)】	労安法施行令16条1項
ア アクチノライト(石綿)を含有する製剤		2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(3)】	労安法施行令16条1項
ア アクチノライト(石綿)を含有するその他のもの		2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(3)】	労安法施行令16条1項
ア アクリル酸とアクリロニトリルとブタジエンとの重合体		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号ヨ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アクリル酸とブタジエンとの重合体		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号カ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アクリロニトリルとアクリル酸とブタジエンとの重合体		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号ヨ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アクリロニトリル、テトラエチレンペンタミン及グリシドールの反応生成物		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号ソ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アクリロニトリル及びテトラエチレンペンタミンの反応生成物		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号ツ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アジ化ジメチルヒドラジニウム		1	4	政令-4(6)	解釈4(ヒドラジン誘導体)	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アジ化鉛	13424-46-9	1	1	政令-1	解釈1(火薬類)	1. 武器 火薬類・軍用燃料
ア アジ化ヒドラジニウム		1	4	政令-4(6)	解釈4(ヒドラジン誘導体)	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アジドメチルメチルオキシセタン	90683-29-7	1	14	政令-14(2)	省令第13条第2項第2号イ	14. その他 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質
ア アジドメチルメチルオキシセタンの重合体		1	14	政令-14(2)	省令第13条第2項第2号イ	14. その他 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質
ア アジリジンアミド(多官能性)		1	4	政令-4(6)	省令第3条第7号ネ	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア N-アセチルアントラニル酸	89-52-1	2	21-3	政令2-21-3	(21の3-1)	麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質
ア N-アセチルアントラニル酸の塩類		2	21-3	政令2-21-3	(21の3-1)	麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質
ア アセチルフェロセン	1271-55-2	1	4	政令-4(6)	解釈4(フェロセン誘導体)	4. ミサイル 推進薬、その原料となる物質
ア アセトン	67-64-1	2	21-3	政令2-21-3	(21の3-2)	麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質
ア アダムサイト(別名:ジフェニルアミンクロロアルシン)	578-94-9	1	14	政令-14(9)	省令第13条第8項第7号	14. その他 催涙剤・くしゃみ剤
ア アブレーション材料		1	4	政令-4(2)	省令第3条第2号ロ(2)	4. ミサイル ロケットの部分品・部分品製造装置
ア アミトン	78-53-5	1	3	政令-3(1)	解釈3(第1項第2号ハ別名)	3. 化学兵器 化学製剤原料関連物質
ア アミノジトロベンゾフロキサン	97096-78-1	1	14	政令-14(2)	省令第13条第2項第1号ル	14. その他 火薬又は爆薬の主成分となる物質
ア 4-アミノジフェニル	92-67-1	2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(2)】	労安法施行令16条1項
ア 4-アミノジフェニルを含有する製剤		2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(2)】	労安法施行令16条1項
ア 4-アミノジフェニルの塩		2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(2)】	労安法施行令16条1項
ア 4-アミノジフェニルの塩を含有する製剤		2	35-3	政令2-35-3	【35の3 5-(2)】	労安法施行令16条1項
ア アモサイト(石綿)	12172-73-5	2	35-3	政令2-35-3	【35の3 1-(29)】	ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質